

## 番号制度と情報連携

厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室／社会保障分野で想定される変化

# 社会保障分野における番号導入の必要性及び効果、自治体業務にもたらす変化について

厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室主査 佐々木 淳也

## 1 社会保障分野における番号導入の必要性

我が国は少子高齢化が著しく、経済の低迷とあいまって、社会保障給付費の増加と担税力の低下に拍車をかけています。このような状況に対して、社会保障制度の持続可能性や信頼性に不安を訴える意見や、社会保障制度改革の必要性を訴える意見が、社会的に大きく取り上げられるようになって、既に長い年月が経過しています。

しかしながら、このような状況にあるからこそ、所得再分配の行方に対する社会的関心が強まっており、逆説的ではありますが、社会保障制度の存在意義が高まっているのもまた事実です。この社会保障制度を、より持続可能性の高く、より信頼性の高いものとすべく改革を行っていくことは、我が国にとっての急務と言えます。

これに応えるためには、社会保障制度の公平性を高めることが重要です。公平性を高めれば、すなわち誰がどれだけ負担し、だれがどれだけ給付を受けるのかについて、社会的なコンセンサスが得られるような全体像を描くことができれば、制度の持続可能性と信頼性をともに高めていくことができると言えられます。

そのような社会的なコンセンサスを得る前提とし

て、だれがどれだけ負担し、だれがどれだけ給付を受けるのかということについて、プライバシーに十分に配慮しながら必要な範囲で正確に把握することが必要ですが、これまで、それが実現されているとは言い難い状況でした。社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人情報について同一人の情報であるということの確認を行うための基盤として、そのような把握と、それによる社会保障制度の効率化・透明化のための重要なツールとなります。先に述べた、我が国にとっての急務に対処するにあたっての必須のものであると表現しても過言ではありません。

社会保障制度をめぐっては、社会保障の充実・安定化と財政健全化を実現するべく、平成24年8月に、消費税の引上げを含む社会保障・税一体改革関連法案が成立しました。また、これと同時に成立した社会保障制度改革推進法（24年法律第64号）の規定により社会保障制度改革国民会議が開催され、翌年の25年8月には、1970年代モデルの社会保障から、超高齢化の進行、家族・地域の変容、雇用の環境変化などに対応した全世代対応型の21世紀モデルに変えていくこと等、今後の社会保障制度改革の方向性を示す報告書がまとめられました。さらに、この会議の審議の結果等を踏まえ、同年12月には「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（25年法律第112号）が成立し、社会保障

## 図-1 社会保障・税一体改革による社会保障の充実

〔※ 消費税引上げによる増収分は、すべて社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等\*による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。〕

## 子ども・子育て

- 子ども・子育て支援の充実待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)
  - ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
  - ・「待機児童解消加速化プラン」の実施
  - ・新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業
  - ・社会的養護の充実

## 医療・介護

- 医療・介護サービスの提供体制改革
  - ①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等
    - ・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期（リハビリ）、退院までの流れをスムーズにしていくことで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
    - ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
    - ・医師、看護師等の医療従事者を確保する。
  - (新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応のあり方の検討・必要な措置)
  - ②地域包括ケアシステムの構築
    - 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組みを行う。
      - i) 医療と介護の連携、ii) 生活支援・介護予防の基盤整備
      - iii) 認知症施策、iv) 地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
      - v) マンパワーの確保等
- 難病、小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立

## 年金

- 現行制度の改善
  - ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
  - ・受給資格期間の短縮
  - ・遺族年金の父子家庭への拡大

0.7兆円程度

1.5兆円程度

0.6兆円程度

※充実と重点化・効率化を併せて実施

所要額(公費※)合計 = 2.8兆円程度

※ 消費税財源(平年度ベース)

\* 2017年度時点では、3.2兆円程度の見込み。  
 (注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、  
 公費に影響のあるものについて整理したものである。

制度改革の全体像・進め方が明示されました。こうしたことを通じ、社会保障制度の充実を図りつつ持続可能性を高める道筋がつけられつつあります(図-1)。

こうした改革を着実に実行しつつ、将来世代に、我が国の社会保障制度を確かな形で伝えていくためには、社会保障・税番号制度という、社会の公平性を高めるためのインフラの、確実な構築と定着が欠かせません。

## 2 社会保障分野における番号の利用効果とその例

平成25年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(25年法律第27号)によって創設される個人番号については、利用範囲が多岐にわたりますが、そ

の大部分を社会保障分野が占めています(図-2)。

社会保障分野における番号利用のメリットは、次の4点に集約されるものと考えています(図-3)。

- ①個人に関する記録の確実性の向上
- ②添付書類の省略
- ③確認事務等の効率性の向上
- ④異なる制度間における給付調整の確実性の向上

以下、この4点のメリットに関して、具体的に想定される事例にてご説明したいと思います。

### メリット①：個人に関する記録の確実性の向上

事例A／年金制度では、現在、加入手続時に基礎年金番号を保有しているかどうかを調査するために、慎重な本人確認を要しています。

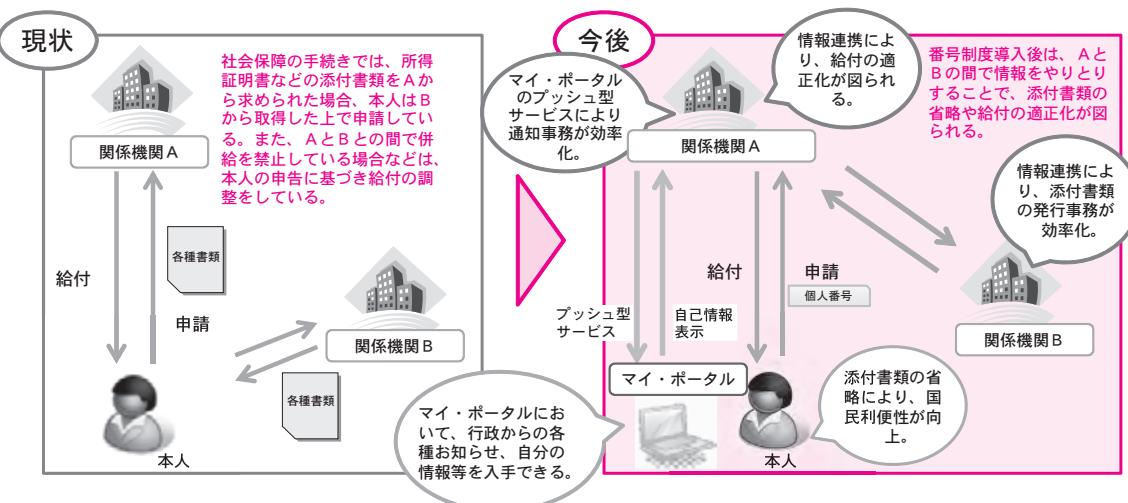
番号導入以後は、申告される個人番号により、確実かつ効率的な本人確認が可能となり、個人に関する記録の確実性が向上します(図-4)。



図-2 個人番号の利用範囲

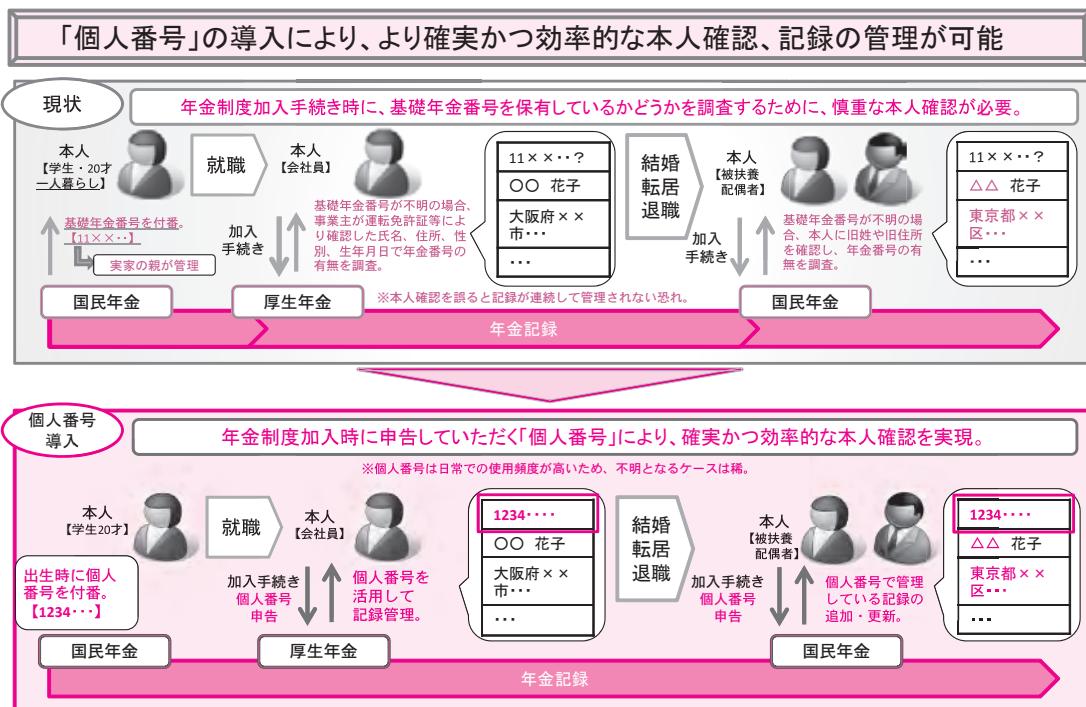
社会 保障 分野	年 金 分 野	<p><b>⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務</li> <li>○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務</li> <li>○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務</li> <li>○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等</li> </ul>	別表第一(第9条関係)
	労 働 分 野	<p><b>⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務</li> <li>○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等</li> </ul>	
	福 祉 ・ 医 療 ・ そ の 他 分 野	<p><b>⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務</li> <li>○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務</li> <li>○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務</li> <li>○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務</li> <li>○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務</li> <li>○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務</li> <li>○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務</li> <li>○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務</li> <li>○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等</li> </ul>	
	税 分 野	<p><b>⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</b></p>	
災害対策 分野	<p><b>⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</b></p>		
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。			

図-3 社会保障分野における番号の利用例・効果



- ① 個人に関する記録の確実性の向上
- ② 添付書類の省略
- ③ 確認事務等の効率性の向上
- ④ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

図-4 事例A 年金分野の本人確認・記録管理



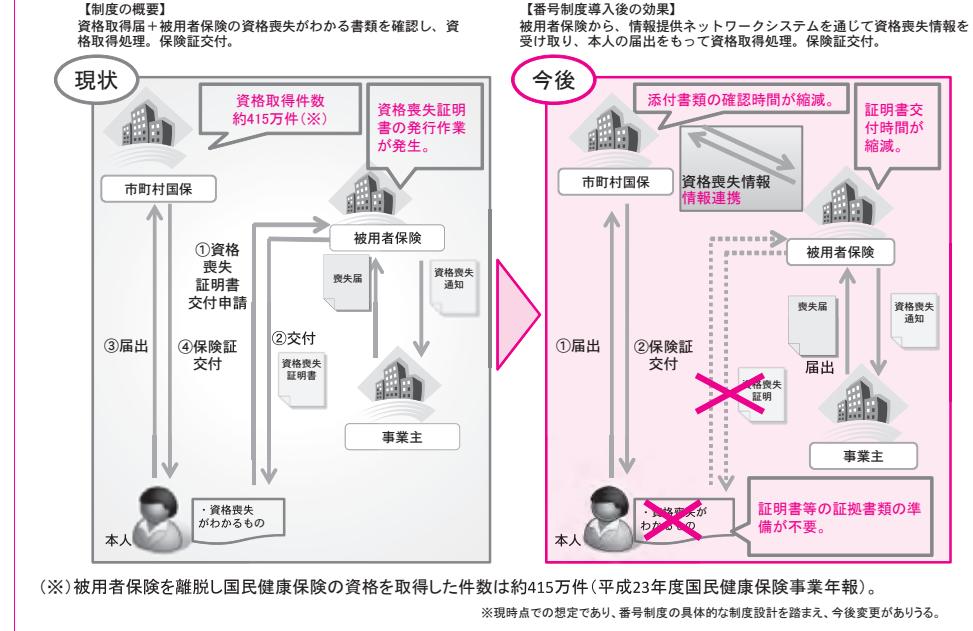
## メリット②：添付書類の省略

事例B／国民健康保険の資格取得の届出

資格取得の届出に際しては、現在、本人が、従来加入している被用者保険の保険者に資格喪失証明書の交付申請を行い、その交付を受けた上で、市町村国保の窓口に赴く必要があります。

番号導入以後は、市町村国保が、被用者保険との間で直接、資格喪失情報に関する情報連携を行うことで、本人の資格喪失証明書の申請等に関する手続きを省略することが可能となります（図-5）。

図-5 事例B 国民健康保険の資格取得の届出



事例C／国民年金の収納対策や継続免除処理のため、現在、年金事務所から市町村に対して所得情報の照会が行われており、市町村側には情報



提供のための資料作成や報告の負担が発生しています。

番号導入以後は、情報連携によってそうした所得情報の照会や提供が可能となります(図-6)。

#### メリット③：確認事務等の効率性の向上

事例D／生活保護の決定実施にあたっては、現在、資産調査や社会保障給付の受給状況、就労収入等の調査を行うため、福祉事務所から関係機関に対して、その都度、照会をかけています。

番号導入以後は、関係機関との間で地方税関係情報や年金給付関係情報、児童手当関係情報等に関する情報連携を行うことによって、こうした調査が可能となります(図-7)。

#### メリット④：異なる制度における給付調整の確実性の向上

事例E／老齢厚生年金については、雇用保険法による基本手当及び高年齢雇用継続給付金の支給を受けている間、その支給が停止されるところ、現在、本人から雇用保険の受給資格者証や支給決定通知書を添えて申告を受けることとなっています。

番号導入以後は、年金事務所とハローワークの

図-6 事例C 国民年金収納対策や継続免除に係る所得確認事務の効率化

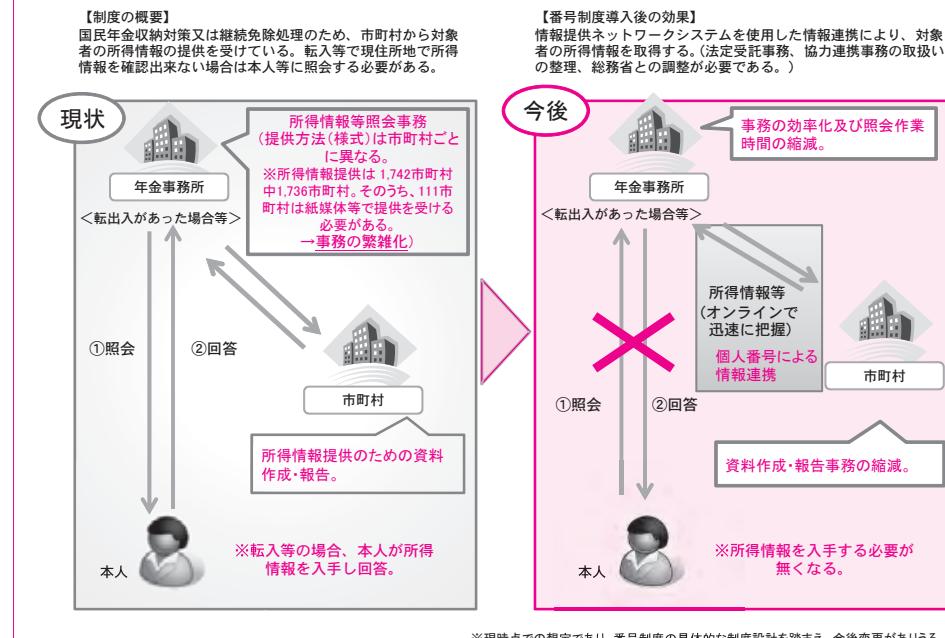
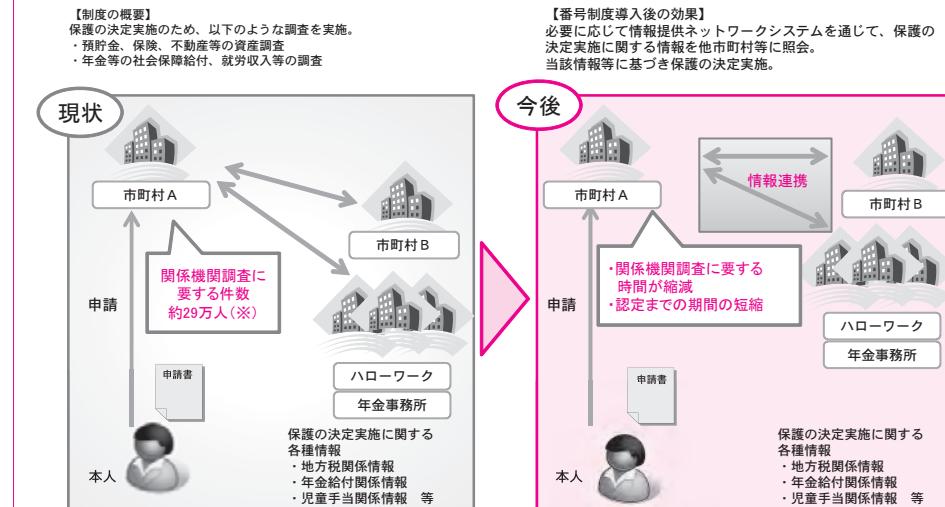


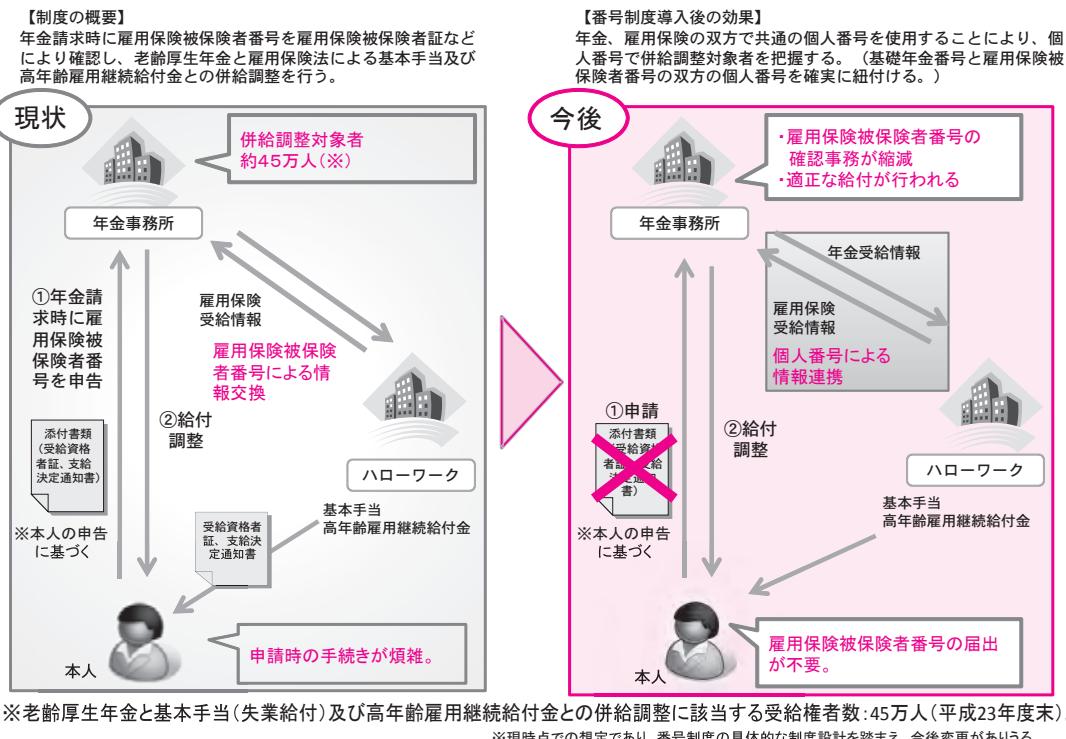
図-7 事例D 生活保護の決定実施に必要な調査



間における情報連携によって、併給調整対象者を確実に把握し、給付調整を行うことができるようになります(図-8)。

なお、上記の各事例は、あくまで現時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうることにご留意ください。

## 図-8 事例E 厚生年金と雇用保険の併給調整



## 3 自治体業務において想定される変化

以上のような社会保障・税番号制度の導入によって、自治体業務にも変化が生じることが想定されます。

例えば、メリット②の事例Cでは、市町村が情報連携における「情報提供者」となることによる変化が現れています。現在、市町村には、年金事務所に所得情報の提供を行うための資料作成等の事務負担が発生していますが、番号導入以後は、市町村が「情報提供者」となることで、この負担が軽減されます。

また、メリット③の事例Dでは、現在、福祉事務所では、年間約29万件（平成23年度福祉行政報告例）に上る生活保護の申請について、関係機関調査に要する事務が大きな負担となっていますが、番号導入以後は、この調査に要する時間や、認定までに要する期間が短縮されることが期待されます。

このように、社会保障・税番号制度は、行政サービスを受ける国民にメリットをもたらすものであると同時に、サービスの提供主体たる行政機関側にも、業務の効率化という形でメリットをもたらすものであると考えられます。

## 4 おわりに

冒頭に申し上げましたとおり、社会保障・税番号制度は、社会の公平性を高めるために必須のものであるとともに、将来的な民間における番号利用の可能性を考慮して実施することとされており、情報化社会における重要なインフラをなすことは確実です。

社会保障分野における番号制度の導入は、その重要な一步をなすものであり、各地方公共団体におかれましては、趣旨についてのご理解と、円滑な導入に向けてのご協力をいただきますよう、お願ひいたします。